

平成 29 年 5 月 30 日
 子ども・若者部副参事
 (児童相談所開設推進担当)

児童相談所設置に向けての取り組みについて (効果的な児童相談行政の推進に向けた検討状況について)

1 主旨

区は、児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の移管を受け、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指し、検討を進めている。

今般、外部有識者と地域の関係機関等により構成する「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」を設置したので、検討状況について報告する。

2 効果的な児童相談行政の推進検討委員会における検討状況

(1) 平成 29 年 1 月より、外部有識者等によるアドバイザー会議 (全 3 回) を開催し、意見交換を行った (別紙 1) 。

これに引き続き、地域の関係機関等を交えた「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」(別紙 2。以下、「検討委員会」という。) を設置し、5 月 10 日の第 1 回会議において、区における現在の準備の状況の報告、部会の設置・運営の確認等を行った。

(2) 今後の検討の進め方について

平成 29 年	7 月 ~ 8 月	部会開催	
	8 月	第 2 回検討委員会	
	9 月 ~ 12 月	部会開催	
平成 30 年	1 月	第 3 回検討委員会 (中間報告)	児童相談所移管後の新たな児童相談体制のあり方、家庭で養育することが困難な子どもの養護についての基本姿勢など
	2 月	福祉保健常任委員会報告 (検討委員会中間報告)	
	4 月	第 4 回検討委員会	
	5 月 ~ 6 月	部会開催	
	7 月	第 5 回検討委員会	
	8 月 ~ 12 月	部会開催	
平成 31 年	1 月	第 6 回検討委員会 (最終報告)	区の特性を生かした効果的な児童相談を推進するための提言の最終取りまとめ
	2 月	福祉保健常任委員会報告 (検討委員会最終報告)	

検討委員会には次の 3 つの部会を設置し、上記スケジュールのほか部会の臨時開催や、ワーキンググループの設置、参考人の招致など、十分な議論のために必要な工夫を図る。

- ・ 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会
- ・ 社会的養護のあり方検討部会
- ・ 障害児支援体制のあり方検討部会

3 その他

(1) この間の検討状況については、区のホームページにおいて公表する。

(2) 区のホームページでの公表は、5月下旬より行うものとし、平成29年1月より実施した「効果的な児童相談行政のアドバイザー会議」の議事資料・意見要旨から順次公表する。

第1回～第3回アドバイザー会議 論点整理

(主な意見の要約)

1 アドバイザー会議の設置主旨

児童相談所の開設に向けては、地域に子ども・子育て・若者支援に関する人材や資源が多く、また、地域行政を推進しているという世田谷区の特徴を活かし、区が児童相談所を持つことが子どもの最善の利益となるよう、効果的な児童相談行政を実現するため、外部有識者によるアドバイザー会議を設置し、意見交換を行った。

2 検討事項

- (1) 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担
- (2) 一時保護機能のあり方
- (3) 社会的養護のあり方
- (4) 人材確保・育成のあり方

3 委員（順不同、敬称略）

	所属	職名	氏名
外部委員	世田谷区子どもの人権擁護委員	弁護士	一場 順子
	国立成育医療研究センター	医師	奥山 眞紀子
	二葉むさしが丘学園	施設長	黒田 邦夫
	日本大学危機管理学部	准教授	鈴木 秀洋
	明治学院大学	学長	松原 康雄
庁内委員	総合支所長（1） 総合支所副支所長（2） 地域行政部長、 保健福祉部長、障害福祉担当部長、子ども・若者部長、世田谷保健所長、 教育次長、教育政策部長		

4 開催期間（全3回）

- (1) 第1回 平成29年1月16日（月）
- (2) 第2回 平成29年3月21日（火）
- (3) 第3回 平成29年4月20日（木）

1 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担

【通告の受け方、流し方】

通告窓口の一本化の是非

- ・区民や通告者にとって分かりやすく、かつ重大な案件の見落としや連絡ミスが生じないよう、通告窓口の一元化を図るべきではないか。
- ・現在、児童相談所、子ども家庭支援センターともに通告に対応している。移管直後は混乱を避けるため、現行どおりとし、その後、一本化することも考えられるのではないか。
- ・通告についてはたらいまわしにしないで、児童相談所に入ろうが子ども家庭支援センターに入ろうが情報はすべてそこで受け止めるべきである。
- ・どこで通告を受けるかについては、児童相談所が移管され、同じ情報をもつメリットを活かす視点で考えるべきである。
- ・最初に電話を受ける職員の研修が大事である。すぐに対処すべきか判断するためには、かなりの専門性が必要であり、海外ではこの点が重視されている。
- ・児童相談所と子ども家庭支援センターあわせて6箇所の窓口の全てに通告を的確に判断ができる専門性のある職員を配置するのは大変ではないか。窓口は一本化するべき。

案1 新たな通告窓口を設置し、そこに通告を一本化する

- ・189（児童相談所全国共通ダイヤル）への通告件数が今後も増えることも見据え、児童相談所や子ども家庭支援センターといった区分を設けず、区が一括して通告を受ける体制とするべきではないか。
- ・区民にわかりやすく、的確に通告をつなぐ工夫が必要である。同じ電話番号で通告を受け、専門的な職員がトリアージをして、虐待であれば介入につなぐなどのセンター機能を設ける方法も考えられる。
- ・トリアージセンターを設けるならば、かなり専門性が高い職員を配置する必要がある。

案2 通告窓口を児童相談所に一本化する

- ・介入の判断と実行の権限を持った児童相談所が最初に通告を受け、支援に係る案件については子ども家庭支援センターにつなぐ仕組みとしたほうが効率的ではないか。
- ・児童相談所は徹底的に専門性を高めて、司法面接や24時間体制で対応できる能力と設備を持つべき。そのような専門性の高い組織の構築が最優先であり、そのような機能を備えた児童相談所から、子ども家庭支援センターに案件をつなぐべきである。
- ・児童相談所を通告の第一次窓口とすると、相談の敷居が高くなるのではないか。通告の件数から見ても、児童相談所が最初に通告を受けることは現実的ではないのではないか。
- ・トリアージを独立機関として運用するのは無理があるのではないか。トリアージを児童相談所の機能とするべきである。

案3 通告窓口を子ども家庭支援センターに一本化する

- ・全く別の中間的組織を作るより、子ども家庭支援センターを大幅に増強し、ベテランを配置して緊急度、危険度の判断のうえ、案件を振り分けるのがよいのではないか。

- ・子ども家庭支援センターは、虐待予防も兼ねた支援の窓口であり、通告も含めてなんでも相談できる窓口であるべき。
- ・子ども家庭支援センターは担当者の人事異動があるため、専門性を築きにくいのではないか。

【介入と支援のあり方】

- ・児童相談所の専門性の向上や、支援機能の充実の視点から、児童相談所の機能は強制介入に特化し、これまで児童相談所が担ってきた支援業務は、子ども家庭支援センターの業務に統合するなどの見直しが必要ではないか。
- ・子ども家庭支援センターが介入まで行うとなると、子ども家庭支援センターと児童相談所のイメージが重なり、母子保健の相談をはじめとする子ども・子育て相談を担う子ども家庭支援センターでの支援業務がやりにくくなるのではないか。
- ・世田谷版ネウボラ、新生児全件訪問などは子ども家庭支援センターの機能なのか。支所によっても捉え方がちがうのではないか。生活支援課、健康づくり課、子ども家庭支援センターそれぞれの定義と役割を明確にしたうえで、児童相談所との役割分担を議論するべきではないか。
- ・発達障害などの特性があるケースが増えており、医学的なアセスメントが必要である。東京都の児童相談センターの治療指導課のような部署を置く必要があるのではないか。

【子ども家庭支援センター（地域力）の強化】

- ・地域の力をつけて地域で抱えられる受皿（社会的養護の受皿）を増やさない限り、今のままでは一時保護すべき子どもが増えるだけである。最初は地域の支援に重点を置くべきである。
- ・虐待通告の8、9割は在宅養育を続けている。養育支援の強化が不可欠である。
- ・介入の強化に力を注ぐあまり、児童相談行政の土台となる相談支援型マインドの維持・強化の視点を失い、子ども家庭支援センターの相談支援型の力がそがれることがないようにするべき。相談支援型の力やマインドのある職員の育成も、今後の課題となる。

2 一時保護機能のあり方

一時保護所の設置

- ・同一敷地内に一時保護所があると、児童福祉司が直接児童のいろいろな面を直接見られるなど、仕事がかかりしやすくなる。
- ・警察と連携し、保護している場所を隠さなければいけない場合は、ほかの自治体と相互利用をすることとなる。こうしたことを考えると、世田谷区で大きな一時保護所をつくることは考えなくてもいいのではないか。
- ・今回の法改正により、一時保護所も第三者評価の対象となったことに伴い、今後、その基準づくりや評価機関の育成が課題となる。
- ・保護所そのものを作るべきかという議論もある。里親に一時保護委託をすることや、一時保護のための里親制度をつくるべきではないか。
- ・里親が一時保護をするのは、日ごろから受入体制を備えていないといけないので難しい。制度化するには、里親に対する経済的な支援がないと難しい。
- ・一時保護所ではほっとできる環境を作ることが大事である。大人と子どもが信頼関係を築けることも大切である。
- ・児童相談所と一時保護所は一体の機能と考え、連携を密にすることが必要である。

一時保護の現状と今後の見通し

- ・区内に乳児院がないので、乳児の一時保護をどうするかを考える必要があるのではないか。乳児の一時保護の必要性は、本当はより高いのではないか。
- ・警察からの身柄通告で入所している児童が大変多い。
- ・地域や警察との連携も大変重要である。
- ・非行のケースが多い傾向にある。一時保護についても学齢期が多い。
- ・ショートステイで保護者が息抜きができれば、一時保護に至る事例の未然防止となるのではないか。
- ・一時保護所に入所する子どもの年齢層は幅広い。全てを一緒にすると生活リズムが全く合わない。一方で、年齢構成に対してきめ細かく対応すると、年齢により定員に縛りが出てきたり、多くの職員が必要であったりと職員に負担もかかる。
- ・児童福祉司によって、業務のスピード感が異なる。児童相談所、一時保護所ともに職員の能力を高めていく必要がある。

児童の処遇

- ・一時保護期間を短期にして、できるだけ早期に社会的養護につなげていく方向で考えるべきである。
- ・入所した子をどうアセスメントしていくか考えないといけない。
- ・区外の一時的保護所に行くと、環境が変わるため子どもにとって負担になる。
- ・入所した子が「普通の生活」を送れる環境があるとよい（非行や特に配慮の必要な子は別に考える必要あり）。
- ・しゃべってはダメ、遊んではダメなど管理的で厳しすぎるのはよくない。人との関わりも必要である。
- ・一時保護所が嫌な場所になってしまうと、次に家から逃げたくなくても我慢してしまう恐れがある。
- ・一般的に年齢が上がると個室にするという考えだが、年齢に関わらず、一人でクールダウンする空間が必要であるなど情緒面に課題のある子を個室にするとうい。

教育の保障

- ・親の連れ戻しなどの恐れがない場合は、学校に通わせたほうがよい。
- ・一時保護所を学校の「分教室」とする方法もある。教育委員会との連携が必要である。
- ・一時保護所内での学習の難しいところは、学年がばらばらであることや、同学年でも子の学習レベルが異なる（知的発達に遅れのある子もいる）ことである。発達上の特性のある子への対応も必要である。

施設のセキュリティ

- ・実際のケースを調べ、それを参考に必要なセキュリティを確保すべきである。
- ・他の自治体との相互利用がうまく機能し、どこに保護されているか分からない状況が作ればそれだけでもある程度のセキュリティは守られるのではないか。

- ・一時保護所から逃げ出そうとする子もいる。2階以上から飛び降りるなど、危険な行為を未然に防ぐ方法を考える必要がある。

一時保護所に付加すべき機能

- ・一時保護所では生活支援施設も意識して、親子入院や親子で保護できる設備を最初から持つという方法もある。
- ・特定妊婦を母子生活支援施設で保護することも考慮すべきである。こうしたことを踏まえ、母子生活支援施設の今後のあり方も考えるべきではないか。

3 社会的養護のあり方

社会的養護の現状と課題

- ・里親を増やす取組みは必要だが、それだけではとても間に合う状況ではない。
- ・里親は、一度に何人もの思春期の子どもを受け入れることは困難であることを踏まえ、社会的養護の受け皿の整備を考える必要がある。
- ・現在、東京都が入所調整しているところ、今後は各区とどのように調整するのかを整理する必要がある。
- ・里親の登録数と、実際に児童を預かる実数では違うことを認識すべきである。
- ・基本的な考え方として、児童には家庭に近い環境が与えられるべきである。
- ・里親に対する研修を充実させる必要がある。

区の目指すべき方向性

- ・子どもの社会的養護の体制の充実に向けて、5年、10年後を見据え、どのように取組みの道筋を描くかが、世田谷区にとっては1つの役割でもある。
- ・弁護士や精神科医師、小児科医師などの地域資源と協力し、世田谷区のネウボラなどの地域に根ざした取組みを活かすことで、里親を増やしていくことができるのではないかと。
- ・里親の登録・マッチング・支援といった仕組みだけでなく、パーマネンシーの視点も含め、児童の成長を軸にしたリクルートから自立までの支援体制を考えなければならない。
- ・社会的養護の受皿をどのように整備していくのか、特別区全体として検討するべきである。

親族里親のあり方

- ・親族里親は日本では1%、東京は0.1%と非常に少ない。日本で里親が少ない要因の1つは、親族が引き取っているケースを里親認定しないというところが多い。その意識を変える必要がある。
- ・外国と比較して最も差がつくのは親族里親であることを踏まえ、検討するべきである。

養子縁組の推進（パーマネンシーの視点）

- ・里親委託をした児童は、いずれ養子縁組につなげていく必要があるのではないかと。養子縁組支援も児童福祉法で定められたことなどを踏まえる必要がある。
- ・あっせん機関による養子縁組が問題となっている。事前の里親の教育と、適格性の判断が十分ではないのではないかと。

里親支援、養子縁組後支援の充実の必要性

- ・里親支援は児童相談所が担うこととなっているが、夜間、休日は閉庁となっており、すぐに連絡ができない状況となっている。児童相談所を移管する意義として、夜間、土日も里親をサポートできる体制を目指すべきである。
- ・特別養子縁組は6歳になるまでという制限があるほか、特別養子縁組以外の養子縁組は、養親の意向で縁組を解消できるなど、子どもにとってのマイナス面が大きい。このような制度上の問題についても議論する必要がある。
- ・養子縁組されていた子が、その後施設に入所するケースが少なくない。特別養子縁組でも施設入所している実態があることを踏まえる必要がある。
- ・里親による虐待が発生するケースもある。
- ・基礎的自治体が里親支援を行う意義としては、何か問題が生じたときだけ児童相談所が来る、というような関係ではなく、定期的な支援を構築することが求められる。
- ・里親支援は、すなわち子育て支援でもあることから、子ども家庭支援センターが担うべきである。

4 人材確保・育成のあり方

人材確保・育成の課題

- ・職員確保や養成、キャリアパスなど、世田谷区職員としてどのようにキャリアを積み重ねていくのかを考える必要がある。
- ・社会資源の利用を望まない保護者への対応力を養成する必要がある一方、概ね3年ごとの人事異動があることを踏まえ、キャリアパスをはじめとした制度設計を考える必要がある。
- ・一時保護所のスタッフの育成が課題である。
- ・様々な雇用制度を活用することで、児童相談所の経験者の確保を考えられないか。
- ・都の職員と、並行運用の期間を設ける必要があるのではないか。
- ・現在、児童相談所に職員5名を派遣しているが、今後は一時保護所への派遣も行うべきである。

5 その他

高年齢児への対応力

- ・社会的養護を必要とする児童は、高年齢の児童が増えている。高年齢の児童の擁護に関する対応力の向上やスキルの継承が課題である。
- ・何年も引きこもっていた児童や、性的虐待を受けた児童、虐待により荒れている児童が中高生となり、その児童と向き合うようになった場合、職員の力量が大きく問われることとなる。こうした児童と腰を据えて向き合える職員がどれだけいるのかを認識するべきである。

障害児支援の機能のあり方

- ・移管後も障害児支援の機能をそのまま児童相談所に持たせるべきか、利用者の視点や、児童相談所の専門性向上のための業務負担軽減の視点から考える必要があり、一部の業務について区役所で行うか、または外部委託するなどの検討が必要ではないか。
- ・愛の手帳の判定について、心理検査は外部に委託し、判定は児童相談所でやることも考えられるのではないか。

東京都との協議

- ・東京都が構築してきた児童相談行政の体系に対し、世田谷区は全く独立で行くのか、児童相談所センター機能は要らないか、東京都との協議が必要である。

総合福祉センター跡利用施設（区立児童相談所設置予定場所）

- ・整備に当たっては、児童相談所の持つべき機能について十分に議論し、それが反映されるようスケジュールを考えるべきである。
- ・奥沢地区からが一番アクセスしにくい。児童相談所へのアクセスは重要であるため、将来的には玉川地域に児童相談所の分室を置くということも考えるべきではないか。
- ・遠距離でも支障がないよう支所との間にテレビ会議システムを導入するなどの工夫を考える必要があるのではないか。

効果的な児童相談行政の推進検討委員会 構成員

(敬称略・50音順)

	氏名	所属等
学識経験者	1	石渡 和実 東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科教授
	2 ※	一場 順子 弁護士、 世田谷区子どもの人権擁護委員
	3 ※	奥山 眞紀子 国立成育医療研究センター こころの診療部長、 国「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」座長、 国「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」構成員、 国「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」構成員
	4 ※	黒田 邦夫 東京都社会福祉協議会児童部会制度政策推進部部長、 児童養護施設 二葉むさしが丘学園施設長
	5 ※	鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部准教授、 前文京区男女協働・子ども家庭支援センター課長、 国「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」構成員
	6 ※	松原 康雄 明治学院大学学長、 東京都児童福祉審議会委員長
関係機関等	7	明石 眞弓 主任児童委員代表
	8	飯田 政人 児童養護施設 福音寮施設長、 子ども・子育て会議委員
	9	板垣 仁 中学校長会代表 (太子堂中学校)
	10	今井 信吾 特定非営利活動法人 東京養育家庭の会理事
	11	上原 明子 世田谷区手をつなぐ親の会会長
	12	小林 喜美江 民生・児童委員代表
	13	鈴木 浩之 小学校長会代表 (桜町小学校)
	14	千葉 茂明 児童養護施設 東京育成園統括園長
	15	本田 真美 玉川医師会代表 (みくりキッズくりにつく)
	16	松田 妙子 特定非営利活動法人 せたがや子育てネット代表理事、 子ども・子育て会議委員
	17	矢野 一郎 世田谷区医師会代表
	18	渡辺 伊佐雄 自立援助ホーム 憩いの家施設長
庁内委員		子ども・若者部長※、総合支所長代表※、総合支所副支所長代表 (2名) ※、政策経営部長、地域行政部長※、総務部長、生活文化部長、保健福祉部長※、障害福祉担当部長※、世田谷保健所長※、教育次長※、教育政策部長※

※アドバイザー会議メンバー

効果的な児童相談行政の推進検討状況 (平成29年5月現在)

